京丹後市部活動指導指針

平成 30 年 7 月 京丹後市教育委員会 部活動は学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、生徒が、仲間や教師(顧問)等と密接にふれあい、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言えます。また、部活動は生徒のより良い学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、我が国の学校教育においては、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、中学校の部活動を指導する教員において、部活動指導による長時間勤務が物理的 負担の要因になるとともに、競技未経験の教員による顧問配置は、技術指導面での精神的な負担に なっています。また生徒においても、適切な休養日が明確に設定されていない状況下での活動は、 多様な体験を充実させたバランスのとれた生活や成長の面からも身体的・精神的な負担になってい ることが指摘されています。

このため、京丹後市教育委員会では、「京都府部活動指導指針」の策定を受け、今日まで部活動が果たしてきた教育的意義を踏まえながら「生徒の健全育成とバランスのとれた学校生活の充実」の観点から、部活動指導の適正化を図るとともに、より一層の充実・発展することを目的として、本市における部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた「京丹後市部活動指導指針」を策定しました。

各学校における部活動の指導については、本指針に基づき管理職のみならず、すべての教職員の 共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、各部の特性・特徴を生かした適切かつ効 果的な活動が行われるとともに、本市すべての中学生が、部活動を通して心身ともに成長し、豊か な人間性が育まれ、将来の充実した人生に繋がっていくよう願っています。

平成30年7月 京丹後市教育委員会

本指針の対象

本指針は、京丹後市立中学校における体育系及び文化系の部活動全体に係る指針である。

部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、 自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、 活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

1 練習時間・休養日の設定

部活動時間とは、体育系部活動においては、準備や片づけ(顧問からの指示・連絡等の短時間のミーティングを除く)、身体活動を伴う活動時間とする。また、文化系部活動においては、身体活動の有無にかかわらず、体育系部活動と同様の活動時間とする。

(1) 練習時間

ア 練習時間・休養日の設定等

(ア) 練習時間

- ○合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度(朝練習を含む) 土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
- ○丹後ブロック陸上・駅伝練習等の練習時間も含めて、上記練習時間とする。
- ○長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
- ○宿泊を伴う練習(合宿等)は原則として行わない。

(イ) 休養日

- ○週当たり土・日曜日を含む2日以上設定する。原則日曜日と木曜日を休養日とする。
- ○大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日ともに活動した場合は、他の曜日を確保する。
- ○学校業務停止日及び年末年始休業日は、休養日とする。
- ○月曜日の朝練習は実施しないこととする。

(ウ)活動計画(年間・月間)

○顧問は、活動計画において、部活動運営の理念や目的を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成し事前に管理職の承認を受けるとともに、活動実績を作成し、校長に提出する。

- ○活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。
- ○学校は、各部の活動計画を承認後、教育委員会に提出すること。

2 指導の在り方

(1) 適切な指導

- ○医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において活用すること。
- ○成長期にある生徒のスポーツ障害 ・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面 の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果 的な練習を行うこと。
- ○発達の個人差や 女性特有の健康問題について、正しい知識を持ち指導に当たること。
- ○大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。

(2) 体罰・不祥事 (スクール・セクハラ等) の防止

ア 体罰

- ○学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、 懲戒としての体罰も禁止である。
- ○生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。
- ○体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生 にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。

イ ハラスメント行為等

○セクシャル・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合がある。不快に感じるか否かは、生徒によって個人差がみられることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。

○パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりする)な発言等はあってはならない。

(3) 安全管理と事故防止

- ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止
 - ○計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。
 - ○他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。

- ○怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法(A ED設置状況及び使用方法等)など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。
- ○やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、 あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容 や状況を事後把握すること。
- イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理
 - ○関係の施設、設備、用具等の定期的な安全点検を行うこと。
 - ○気象情報に留意し、部活動中の適度な休息時間の設定や水分補給を行わせるなど熱中症対策を講じること。
 - ○落雷(雷探知機の活用)、突風、竜巻、雹(ヒョウ)などの急激な気象変化の情報を収集 し、安全対策を講じること。

3 スキルアップコーチ(部活動指導員及び外部指導者)の活用に関する留意事項

スキルアップコーチは、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校と の連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。

学校及び顧問は、指導をスキルアップコーチに任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を 密にして指導すること。また、指導において必要な時には、スキルアップコーチに対して適 切な指示を行うとともに 指導や健康管理において、専門的な地域人材等とも連携しながら部 活動を運営していく視点をもつこと。

(1) 部活動指導員

- ○部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会 運営に係る業務(審判・事務)等を行う。
- ○教育委員会は、技術的な指導ができるとともに、教員免許状を有し、学校教育に関する知識を持ち理解しているものを任用する。
- ○教育委員会及び学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に 関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法 に関する研修についても実施する。

(2) 外部指導者

○校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術指導及び補助等を行う。

4 今後の部活動運営の在り方

- (1) 学校全体での部活動マネジメントの確立
 - ○校長は、本指針に則り、「部活動に係る活動方針」を策定すること。
 - ○校長は、校内で策定した「部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を公表(学校のホームページ等)すること。
 - ○校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により各部活動の活動内容を把握するだけで なく、適宜、指導・是正を行うこと。

- ○顧問は、各部の活動計画の承認・公表後に変更する場合は、事前に校長へ連絡し、再度承認を受けるとともに、保護者へ連絡すること。
- ○校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。
- ○校長は、学校内に部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部 活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等につい て情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。
- ○教育委員会及び校長は、円滑に部活動を実施できるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、スキルアップコーチの任用・配置を積極的に促進するなど、地域におけるスポーツ環境整備を進めること。
- ○校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。
- ○学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。

ア 指導体制

(ア) 顧問の指導上の留意点

- ○顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方的に押し付けるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定するとともに、定期的に検証・見直しを図ること。
- ○効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容 や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積 極的に収集・理解し、指導において活用すること。
- ○必要に応じて、技術的な指導や援助等について、スキルアップコーチや地域学校協働本部 事業(ボランティア)の活用を検討すること。

(イ) 顧問の複数配置

- ○主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう部活動の活動状況に応じて顧問の複 数配置を可能な限り行うこと。
- ○部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう複数顧問を配置し、管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、 開放的な活動にすること。
- ○顧問の複数配置により、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。

(ウ) 顧問の勤務時間の管理

○校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携やスキルアップコー チ等の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。

(2) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

○校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等 を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障 をきたさない範囲の運営体制を整えること。

(3) 家庭及び地域等との連携

- ○各部活動における活動方針や活動計画(年間・月間)等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。
- ○学校と保護者が互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状 況把握等に努めること。
- ○地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分得ること。